

防犯だより

平成29年3月15日
富山県警察本部
生活安全企画課



防犯だより
ホームページ
(スマートフォン対応)



「電子マネーの番号を教えろ」 は詐欺!!!



SMS (ショートメッセージサービス) を利用した有料動画サイトの未払料金などで金銭を要求する架空請求詐欺が全国で発生・拡大

そのだましの流れは...

※SMS: 電話番号を宛先にしてメッセージを送受信するサービス

SMSに次のようなメッセージが届きます

「有料動画閲覧履歴があり未納料金が発生しています。本日中に連絡がない場合は、法的手続に移行します。
「webコンテンツの利用履歴があり退会確認が取れないため、料金が発生しています。至急退会のご連絡をください。」

有料動画サイトの未払料金がある

SMSを見て心配になり、記載されている電話番号に連絡すると、
「**サイト利用料が未納となっています。**」
「**利用料と延滞料合わせて〇万円が未払いとなっています。**」
などと告げ、実際には未払料金等がないにもかかわらず、いかにもあるかのように話してきます。



不安をあおり、その日のうちの支払を要求

「**裁判の手続をしています。**」 「**支払われないと強制執行の手続をします。**」 「**今日中に支払えば、訴訟手続を取り下げます。**」
と言って不安をあおり、すぐに支払うように求めてきます。

電子マネーを購入して、番号を連絡するよう指示

電子マネーに記載されている番号を、被害者に携帯電話で伝えさせたり、写真を撮ってメールで送らせたり、コピーをとらせてFAXで送らせます。



他社のサイトにも未払料金がある

支払後も、
「**確認したところ、他にも2社のサイトの未払料金と延滞料があり、総額〇〇万円です。**」
などと言って追加の支払を求めます。



一方的に

- サイトの利用料金が未払いになっている
- 今日中に連絡をしないと裁判になる
- コンビニで電子マネーを買って番号を教えては詐欺の手口です。

少しでも不審に思ったら、信頼できる人や警察などに相談しましょう。